

写

31東監発第42号
令和元年12月2日

東村山市長 渡部 尚 様
東村山市議会議長 熊木 敏己 様

東村山市監査委員 赤木 盛一
東村山市監査委員 土田 士朗
東村山市監査委員 伊藤 真一

指定管理者監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した監査について、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

指摘事項については、措置を講じたうえ再発防止のため、定期的な打ち合わせ等において周知し、事務統一を行うよう願います。また、措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

指定管理者監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

第2 監査の対象

公の施設	東村山市子育て総合支援センター ころころの森
指定管理者	東村山市子どもNPOユニット
担当所管課	子ども家庭部子育て支援課
監査の範囲	平成30年度及び平成31年4月1日から令和元年8月31日までに執行された公の施設の管理、会計処理等に関する事務

第3 監査の着眼点

監査にあたっては、主に次の事項が適正に行われているかどうかを観点として実施した。

「指定管理者」

- (1) 指定管理が関係法令の定めるところにより適正に管理されているか
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか
- (3) 施設の運営に係る収支会計経理は適正に行われているか
- (4) 施設の運営に係る出納関係帳簿の整備、保存は適切にされているか
- (5) 利用促進のための努力はなされているか

「担当所管課」

- (1) 指定管理者制度を導入した目的、趣旨は達成されているか
- (2) 指定管理者の指定及び管理に関する協定等の締結は関係法令等に基づき行われているか
- (3) 業務履行確認は事業報告書により適切に行われているか
- (4) 指定管理者に対する指導監督は適切になされているか

第4 監査の主な実施内容

監査対象の指定管理者及び担当所管課から関係資料、証拠書類の提出を求めるとともに書面及び実査を行い、必要に応じ関係職員の説明を聴取し監査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

期間：令和元年9月2日から令和元年11月25日まで

実施内容	実施場所	日 程
実 査	対象施設	令和元年10月 3日
説明聴取	監 査 室	令和元年11月 7日
講 評	監 査 室	令和元年11月25日

第6 監査の結果

指定管理者の概要及び監査の結果の個別的事項は次のとおりである。

1. 公の施設及び指定管理者の名称

公の施設の名称	指定管理者の名称
東村山市子育て総合支援センター ころころの森	東村山市子どもNPOユニット

2. 指定及び目的

東村山市子育て総合支援センターの管理運営に関して、指定管理者の業務遂行能力を活用しつつ、地域住民との連携を図りながらサービスの効果及び効率を向上させ、もって地域福祉の一層の増進を図るとともに安心して子どもを産み育て、子育てに喜びを感じることができる家庭環境及び社会環境の形成に寄与することを目的とする。

3. 指定期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間

平成29年4月1日から令和4年3月31日までの5年間

4. 選定方法

公募による指定管理候補者の選定

5. 指定管理料等

単位：円

	平成30年度	令和元年度
指定管理料	47,128,000	47,240,000

6. 指定管理業務

- (1) 施設の維持管理に関する業務
- (2) 事業の運営に関する業務
 - ・子育てしやすいまちづくり推進事業
 - ・子育てひろば事業
 - ・ファミリー・サポート・センター事業
- (3) 施設の使用承認等に関する業務
- (4) 管理運営に関する業務
- (5) その他業務

7. 収支の状況（平成30年度）

（単位：円）

収入決算額	支出決算額	収支差額
48,650,068	47,019,554	1,630,514

8. 利用状況（平成30年度）

年間利用人数 44,425人（ボランティア 519人 見学者 498人を含む）

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	一時利用者	保護者
人数	9,959	5,166	4,108	1,251	365	247	3,603	18,709

年間開設日数 246日

9. 指摘・要望事項

(1) 指摘事項

事務処理の不備について

基本協定書にて提出が求められている「情報公開規程」「業務計画書」「月次報告書」「年次報告書」について、報告をもって承認としていた。基本協定書に承認の手続きを明確にされ、審査を着実にされたい。

(2) 意見・要望事項

施設管理について

今夏、空調の不具合により、一カ月余りにわたり閉館状態となりました。効率的な事業運営のために、空調の修繕を速やかに実施するとともに、乳幼児を対象とした施設であることから、その他設備の修繕についても計画的に実施されたい。